

平成19年9月27日（木曜日）

議事日程第4号

平成19年9月27日（木曜日）午前10時開議

- 第1．追加提出議案の説明並びに質疑  
議案第150号から議案第154号まで 5件
- 第2．追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第3．委員長審査報告
- 第4．認定第1号 平成18年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5．認定第2号 平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6．認定第3号 平成18年度由利本荘市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7．認定第4号 平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8．認定第5号 平成18年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9．認定第6号 平成18年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10．認定第7号 平成18年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11．認定第8号 平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12．認定第9号 平成18年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13．認定第10号 平成18年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14．認定第11号 平成18年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15．認定第12号 平成18年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16．認定第13号 平成18年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17．認定第14号 平成18年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18．認定第15号 平成18年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19．認定第 16号 平成18年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20．認定第 17号 平成18年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第21．認定第 18号 平成18年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第22．議案第130号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の制定について
- 第23．議案第131号 政治倫理の確立のための由利本荘市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
- 第24．議案第132号 由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案
- 第25．議案第135号 道川地区地域水産物供給基盤整備第15902号工事請負変更契約の締結について
- 第26．議案第136号 物品（小型動力ポンプ付水槽車）購入契約の締結について
- 第27．議案第137号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第28．議案第138号 平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）
- 第29．議案第139号 平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第30．議案第140号 平成19年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）
- 第31．議案第141号 平成19年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32．議案第142号 平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第33．議案第143号 平成19年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第34．議案第144号 平成19年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第35．議案第145号 平成19年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36．議案第146号 平成19年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）
- 第37．議案第147号 平成19年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第38．議案第148号 平成19年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39．議案第149号 平成19年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第40．議案第150号 物品（本荘南中学校調理場備品）購入契約の締結について
- 第41．議案第151号 物品（西目学校給食共同調理場備品）購入契約の締結について
- 第42．議案第152号 農地農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第43．議案第153号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について
- 第44．議案第154号 平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）
- 第45．陳情第 5号 「非核日本宣言」を求める意見書提出についての陳情

- 第46．陳情第 6号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書提出  
についての陳情
- 第47．陳情第 7号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書提出についての陳情
- 第48．陳情第 8号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販  
売法の抜本的改正を求める意見書提出についての陳情
- 第49．陳情第 9号 原爆症認定制度の改革を求める意見書提出についての陳情
- 第50．継続審査中の陳情第4号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の  
「安心・安全」の確立を求める意見書の提出について  
の陳情
- 第51．追加提出委員会発案の説明並びに質疑  
委員会発案第5号から委員会発案第9号まで 5件
- 第52．委員会発案第5号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について
- 第53．委員会発案第6号 原爆症認定制度の抜本的改善に関する意見書の提出について
- 第54．委員会発案第7号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について
- 第55．委員会発案第8号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 第56．委員会発案第9号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心  
・安全」の確立を求める意見書の提出について
- 第57．秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件  
議事日程第4号のとおり

出席議員（29人）

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤譲司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	25番 土田与七郎
26番 村上亨	27番 三浦秀雄	28番 齋藤栄一
29番 佐藤實	30番 井島市太郎	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長 柳田弘	副市長 鷹照賢隆
副市長 村上隆司	監査委員 斉藤好三
教育長 佐々田亨三	企業管理者 佐々木秀綱

理 事	佐々木 永 吉	総 務 部 長	渡 部 聖 一
企画調整部長	中 嶋 豪	市民環境部長	鷹 島 恵 一
福祉保健部長	齋 藤 隆 一	農林水産部長	小 松 秀 穂
商工観光部長	藤 原 秀 一	建 設 部 長	猿 田 正 好
教 育 次 長	須 田 高	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	小 松 浩
財 政 課 長	阿 部 太津夫	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	遠 藤 正 人
書 記	阿 部 徹	書 記	石 郷 岡 孝

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

この際、ご報告申し上げます。

去る9月11日、市役所正庁において決算審査特別委員会を開会し、委員長、副委員長の互選を行った結果、委員長に19番齋藤作圓君、副委員長に26番村上亨君が選出されております。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第150号から議案第154号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 追加提出議案の説明に入ります前に、市民憲章の制定についてご報告申し上げます。

由利本荘市誕生期から創成期への移行となるべき合併3年目を迎え、市の一体性の確立のための具体的施策として、昨年、由利本荘市歌、花・木・鳥制定に引き続き、市民憲章の制定を進めてきております。

市民憲章は、恵まれた自然との共生を図りながらさらなる発展を願うとともに、郷土を愛し、みずからの手で明るく住みよいまちづくりを推進するため市民共通の指標にしようとするものであり、制定に当たっては広く市民各層の意見を反映させるため、5月23日に由利本荘市民憲章策定委員会を設置し、23名の委員を委嘱させていただきました。

策定委員会では、起草部会において草案を作成し、この草案について広報及び市ホームページにより市民からの意見を広聴するなど数回にわたる会議で審議検討の上、前文と5項目の本文からなる原案を作成していただきましたが、その後9月7日に答申を受け、これをもとに今回の決定となったものであります。

市民憲章には、9万由利本荘市民の思いや希望が込められております。

今後は、来る11月13日挙行の由利本荘市名誉市民顕彰会において公表し、これを日々の目標に9万市民とともに明るく住みよいまちづくりに邁進してまいりたいと存じます。

それでは、提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本定例会に追加提出しました案件は、契約案件2件、補正予算1件、その他2件の計5件であります。

初めに、議案第150号物品（本荘南中学校調理場備品）購入契約の締結について及び議案第151号物品（西目学校給食共同調理場備品）購入契約の締結についてであります。これは本荘南中学校並びに西目小学校共同調理場の建築に伴い、各調理場の給食備品を購入しようとするものであります。

これらの購入契約を、議案第150号については秋田科学物産株式会社と、議案第151号については山二環境機材株式会社とそれぞれ契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第152号農地農業用施設災害復旧事業の施行についてであります。これは8月の集中豪雨により発生した各地域の農地農業用施設災害復旧事業の施行について、土地改良法の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第153号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは議案第152号農地農業用施設災害復旧事業にかかわる経費の賦課基準並びにその徴収の時期などについて、由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第154号一般会計補正予算（第5号）については、8月並びに9月の集中豪雨に伴う災害等の復旧に係る経費及びTDK羽後株式会社大内工場の造成に伴う経費を追加しようとするのが主なものであります。

6款農林水産業費では、農地災害及び農業施設災害の補助金を増額しようとするものであります。

7款商工費では、TDK羽後株式会社大内工場の工場棟増設計画に伴い、工業団地造成工事として市が事業を実施することから、その経費を措置しようとするものであります。

また、工事費においては、平成20年度まで継続費を設定しようとするものであります。

さらに、花立公園チップロードを初め各施設の道路のり面崩壊等の現状復旧に要する経費を措置しようとするものであります。

8款土木費では、職員人件費について、公共土木施設災害復旧費の補助対象事務費分に組み替えすることから減額するほか、日本海東北自動車道西目パーキングエリアのトイレ管理に要する経費を措置しようとするものであります。

9款消防費は、集中豪雨災害時における消防団員の水防出動手当を増額しようとする

のが主なものであります。

10款教育費は、水林運動公園の遊歩道崩落箇所の現状復旧に要する経費を措置しようとするものであります。

11款災害復旧費は、農地、林道、市道及び河川の補助・単独災害復旧費に係る経費を増額しようとするものであります。

なお、補助災害復旧対象箇所の災害査定は本月25日から始まっております。

これら補正額は9億4,615万9,000円で、その財源として分担金、国県支出金、市債及び諸収入をみており、不足分については財政調整基金からの繰入金で調整し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ541億7,617万8,000円とするものであります。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第150号から議案第154号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第150号から議案第154号までの5件を一括議題とし質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） この際、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第130号から議案第132号及び議案第135号から議案第154号までの23件、陳情第5号から陳情第9号までの5件並びに継続審査中の陳情第4号、1件を一括上程し、日程第3により、各委員会の審査の経過と結果について各委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に決算審査特別委員長の報告を求めます。19番齋藤作圓君。

【決算審査特別委員長（齋藤作圓君）登壇】

決算審査特別委員長（齋藤作圓君） 決算審査特別委員会の審査の結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会において当特別委員会に審査付託されました案件は、認定第1号から認定第18号までの18件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

当特別委員会は、各常任委員会及び旧由利組合総合病院跡地整備特別委員会をそれぞれ各分科会とし、去る9月12日から18日まで他の議案と並行しながら審査をいたしました。

各分科会においては、関係職員の出席を求め、平成18年度の主要施策、予算の執行実績及び行政効果等について説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書を資料として、予算議決の目的に沿う執行がなされたか、また、その効果が市民福祉に役立っているか、さらに各事業が条例、規則に基づいて執行されたかなどを重点に慎重に審査をいたしました。

まず最初に、認定第1号平成18年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。合併2年目を迎え、新市まちづくり計画を基本とし、いよいよ本格的なまちづくりがスタートした年度であり、各種事業が積極的に展開されております。

その一般会計における決算額は、歳入が510億7,700万9,499円、歳出が502億6,919万640円、歳入歳出差引残額8億781万8,859円となっております。

これを平成17年度決算額と比較してみますと、歳入においては10億1,028万9,120円の減額であり、率にしますと1.9%の減少であります。また、歳出においては3億2,860万1,710円の減額、率にして0.6%の減少であり、歳入歳出とも減少をしております。

なお、歳入歳出差引残額から翌年度に繰り越すべき財源1億6,790万150円を差し引いた実質収支は6億3,991万8,709円となっております。

また、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支では7億6,809万7,560円の赤字となっており、さらに基金積立金や基金取り崩し等を勘案した実質単年度収支では12億3,019万9,967円の赤字決算となっており、大変厳しい財政状況にあるといえます。

その内訳であります。歳入においては、市税の一部定率減税の廃止があったものの、大都市のような景気回復の兆しが見えず、市税全体では期待したほどの伸びとなっていない状況であります。また、地方交付税や国庫支出金、過疎債、臨時財政対策債などの減少により財源不足が生じ、これを補うため財政調整基金を取り崩して対処するなど厳しい財政運営を余儀なくされております。

また、歳入のうち自主財源は24.4%、依存財源は75.6%となっており、前年度より自主財源の比率が若干伸びております。その結果、財政力指数においても0.345と若干伸びたものの、依然、依存財源が4分の3を占めているという状況であります。

特に自主財源の根幹であります市税は76億5,320万109円で、歳入全体の15.0%を占めておりますが、4,962万3,775円が不納欠損処分されております。収納課の新設などによ

り税負担の公平、適正化を推進しながら収入率の向上による税収確保に取り組まれておりますが、市税全体の収入率が91.2%となっております。このうち現年度分の収入率は97.6%であります。滞納繰り越し分の収入率がわずかに11.1%であり、収入未済額が6億9,280万円余りに達しております。

一方、依存財源の主要を占める地方交付税につきましては185億9,920万6,000円で、歳入の36.5%を占めているものの、対前年度比較6億3,373万3,000円の減額、率にして3.3%の減少となっております。これは地方財政計画における地方交付税総額5.9%減という国の方針によるところが大きな要因であり、今後さらに厳しさを増すものと予想をされます。

また、歳出においては、合併2年目を迎え、ケーブルテレビ整備事業や小中学校3校の改築事業、土地区画整理事業などの大型プロジェクト事業を初め新市まちづくり計画に基づくハード・ソフト両面にわたる各種事業が積極的に展開をされております。

まず、総務費関係では、市民歌の制作事業を初めケーブルテレビ施設整備事業や全庁型地理情報システム導入事業などが実施をされております。

民生費関係では、介護予防事業、包括的支援事業、石沢保育園改築事業、子育て支援金事業等が実施されております。

衛生費関係では、住民健診事業として各種検診や人間ドック事業を行ったほか、感染症予防対策事業等が実施されております。

農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業、秋田由利牛肥育農家育成素牛導入支援事業、ゆり海岸林再生事業、漁港整備事業等が実施をされております。

商工費関係では、観光振興計画策定事業、生活バス路線等維持事業、花立コテージの改築や青少年旅行村のコテージ改築事業などが実施されております。

土木費関係では、各地域における道路新設改良事業を初め本荘市街地まちづくり交付金事業、除排雪による冬季交通確保事業、本荘中央地区土地区画整理事業などが実施されております。

消防費関係では、防火水槽や小型動力ポンプなど消防施設整備事業などが実施をされております。

教育費関係では、西目小学校、本荘南中学校、矢島中学校の改築事業、秋田わか杉国体関連事業、水林総合運動公園整備事業などが実施をされております。

以上のように各項目にわたり市民要望にこたえるため鋭意努力されました執行当局に対し、感謝を申し上げる次第であります。

なお、歳出各款につきましては、監査委員の決算審査意見書等に記載されているほか各分科会においても鋭意審査されたところであり、また、去る21日の当特別委員会において各分科会の主査より審査の内容について報告されておりますので、この際、付言することを省略いたします。

以上ご報告申し上げます平成18年度一般会計決算認定につきましては、おおむね適正に予算執行されているものと認められますので、認定すべきものと決定をした次第であります。

なお、歳入において、市税や保育料、農林水産業費負担金、住宅使用料について収入未済額が生じており、滞納額の解消に努力されていることは理解するものの、今後さら



に収入率の向上に向けて努力されたい旨の要望及び実質公債費比率の増嵩等、財政が硬直化傾向にあり、財政の健全化に向けて努力されたい旨の要望がありましたことを申し添えます。

次に、認定第2号平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、一般会計繰入金などの歳入に対し、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等が主な歳出であり、実質収支は7億5,724万3,675円であり、対前年比16.3%の増となっております。おおむね適正な予算執行と認められますので、認定すべきものと決定をした次第であります。

なお、歳入の国民健康保険税について収入未済額が生じており、職員の日々の徴収に対する努力は理解するものの、公平な負担、健全な国保運営のため財源確保の観点から今後さらに収入率向上に向けて努力されたい旨の要望がありましたことを申し添えます。

次に、認定第3号から認定第16号までの14件の各特別会計決算認定及び認定第17号、認定第18号の2件の企業会計決算認定につきましては、いずれも厳しい財政運営の中、限られた財源の効率的かつ有効な活用に努めており、おおむね良好なものと認め、それぞれ認定すべきものと決定した次第であります。

なお、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第18号につきましては、歳入において分担金、水道使用料、下水道使用料、ガス料金等に収入未済額が生じており、各特別会計、企業会計においても今後さらに収入率向上に向けて努力されたい旨の要望がありましたことを申し添えます。

以上、当決算審査特別委員会に付託されました平成18年度各会計決算認定についての審査報告であります。

特に意見を付しての認定はなかったものの、歳入の収入未済額解消に対する要望が多くありましたので、負担の公平や自主財源確保の観点からもこの要望を重く受けとめ、今後さらに収入率向上に努力していただくとともに、なお一層気を引き締めて行政運営に当たることを切に願うものであります。

終わりに、これまで申し上げましたとおり平成18年度における本市の財政状況は大変厳しいものとなっておりますし、今後とも地方財政を取り巻く情勢はますますその厳しさを増してくるものと思われまます。そのような中、高度情報化社会、あるいは少子高齢化社会の進展における住民ニーズはますます多様化し、大変難しい行財政運営を余儀なくされるものと予想をされます。

幸いなことに、今由利本荘市には来春から操業開始が予定されているTDK-MCCを初め秋田由利牛の商標登録の取得や観光振興など、新たな産業の芽吹きがあります。このような状況のときにこそ産業の振興に全力で取り組み、強固な産業基盤の確立を図り、自主財源の確保に努めることが最も重要なことと思われまます。

さらにこれと並行し、市の組織機構や事務事業のさらなる見直しに積極的に取り組むとともに経費削減に努め、財政の健全化に全力を傾注し、9万市民の生活の安全と福祉向上のため、なお一層のご努力をご期待を申し上げまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加提案案件を含め条例関係1件、補正予算5件、その他1件、陳情1件の計8件であります。これに継続審査中の陳情1件を加えた計9件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第131号政治倫理の確立のための由利本荘市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは「郵政の民営化及び証券取引法」が「金融商品取引法」に改正されたことなどによる「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律」の一部改正に伴い、関係条文の整備を行うものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第137号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは休養宿泊施設鳥海荘の指定管理者として、あかつき観光サービス株式会社を平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間を指定期間として指定するものであります。この件については、昨年（平成23年）の第4回定例会において同施設の指定管理者として当該候補者を指定する議案が提案されたものの、候補者が申請を取り下げたことにより議案が撤回された経緯があり、今回、同一の候補者を指定しようとするものであることから、いまだ機が熟していないとして否決すべきとの意見もございましたが、現地調査を実施するなど慎重に審査した結果、多数決により提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第138号平成19年度一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管に係るものについてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。9款地方特例交付金及び10款地方交付税は、いずれも交付額の確定による補正で、特例交付金が2,000万円余りの減額、普通交付税が6億5,200万円余りの増額であります。

14款国庫支出金は、参議院議員通常選挙啓発費委託金の額の確定による追加であります。

15款県支出金は、就業構造基本調査費及び全国物価統計調査費の交付額確定等に伴う県委託金の追加であります。

16款財産収入は、西目地域における市有地1件の売払収入及び同じく西目地域潮騒の丘ニュータウン・弁天前分譲地の売り払いに係る収入の追加であります。

18款繰入金は、歳入歳出の調整により財政調整基金へ4億200万円余りを戻し入れするための減額であります。

19款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による1億6,000万円余りの減額であります。

20款諸収入は、電子申請システムを県内の全市町村で共同導入することに伴う助成金の追加であります。

21款市債につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業債の申請額精査に伴う追加であります。

次に歳出であります。第1款議会費は、議会報印刷製本業務委託に係る契約差額の

減額及び議会専用車用タイヤ購入費の追加であります。

2款総務費の人件費以外の主なものでありますが、1項総務管理費では、行政協力事務交付金の精査による減額、第二庁舎関連の各種申請手数料及び解体工事実施設計委託料の追加、非常勤職員公務災害特別負担金の追加、基幹系及び内部情報系業務システムにおける委託料等の減額、情報センター特別会計への繰出金の追加、工芸家宗香氏の講演会実施に係る経費の追加、岩城地域内上蛇田児童館の解体費の追加などであり、4項選挙費では、参議院議員通常選挙啓発事務費の精査による追加、5項統計調査費では、就業構造基本調査及び全国物価統計調査事業費の追加であります。

13款諸支出金は、由利本荘警察署庁舎の改築拡張用地約1,110平方メートルの取得に係る増額で、土地開発公社からの買い戻しであります。

また、地方債につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業債等13件の起債について、事業費の確定、起債の却下などの理由により、それぞれ限度額を変更しようとするものであり、総額では7,100万円の増額となるものであります。

以上ご報告申し上げました一般会計補正予算のうち当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計の補正予算であります。

まず、議案第140号情報センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。これは職員の事務量の増加に対応するため、一般会計からの繰入金を財源として時間外勤務手当を追加措置するものであり、歳入歳出それぞれ200万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,235万7,000円とするものであります。

次に、議案第141号平成19年度地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは歳入において前年度からの繰越金、光ファイバーの余剰芯貸付料、市道改良工事に伴うケーブル支障移転補償費を追加し、また、歳出では由利地域内の伝送路支障移転費などのほか予備費を措置するものであり、歳入歳出それぞれ718万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億953万4,000円とするものであります。

次に、議案第147号小友財産区特別会計補正予算（第1号）についてであります。このたびの補正予算では、本荘地域内の北の股及び南の股地内の区有林において間伐事業を行うものが主な内容であり、その財源は県の造林補助金、基金繰入金、前年度繰越金によるもので、歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ270万2,000円とするものであります。

以上ご報告申し上げました3件の特別会計補正予算は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出されました議案第154号平成19年度一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会に付託になりました歳入18款繰入金につきましては、このたびの集中豪雨災害等の復旧及びTDK羽後株式会社大内工場の造成等に伴う補正予算に係る一般財源について、すべて財政調整基金からの繰入金により措置するものであります。

また、地方債補正につきましては、農地農業用施設災害復旧事業債及び林道災害復旧事業債の2件を追加するとともに、公共土木施設災害復旧事業債については限度額を増額変更することにより、限度額の総額では2億3,120万円増額となるもので、以上、当委員会付託分については原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてご報告申し上げます。

まず、陳情第5号「非核日本宣言」を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情の趣旨は、日本政府が核廃絶の提唱・促進及び非核三原則の厳守を国内外で宣言するよう意見書の提出を求めるものであり、その趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情の趣旨は、国民の権利保障を後退させるような公共サービスの民営化や市場化テストを安易には導入しないこと、また、公務・公共サービスを民間委託する場合においても、コスト偏重主義ではなく、業務の質を確保し、雇用する労働者が自立できる賃金の保障を義務づけるよう意見書の提出を求めるものであり、その趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日提出されました案件を含め補正予算4件、契約の締結3件、陳情3件の計10件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第136号物品（小型動力ポンプ付水槽車）購入契約の締結についてであります。これは本荘消防署に配備する小型動力ポンプ付水槽車（型）について、指名競争入札により猿田興業株式会社と2,667万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告いたします。

最初に、議案第138号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款、第13款、第15款、第20款、第21款と歳出第2款から第5款、第9款、第10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入において、第12款分担金及び負担金は、精査による保育所入所者負担金の減額であります。

第13款使用料及び手数料は、西目サッカー場使用料の増額であります。

第15款県支出金は、国保連合会との伝送システムに係る障害者自立支援臨時対策事業費補助金の追加、県単独補助事業廃止による障害児保育事業費補助金の減額、児童学校生活サポート事業の配置人数の確定等による学校生活サポート事業費補助金の減額等であります。

第20款諸収入は、白百合苑の車両損害共済分担金の減額、消防指令車共済金の増額、遭難者救助活動経費の増額等であります。

第21款市債は、笹子小学校グラウンド整備及び由利中学校屋上防水改修事業が合併特

例債の対象外となったことから、小学校改修事業債及び中学校改修事業債を減額するものであります。

次に歳出についてですが、第2款総務費では3項1目戸籍住民基本台帳費において、住民記録除票管理システム更新に係る経費等であります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において、職員の時間外手当等の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、障害者自立支援法施行に伴う国保連合会との伝送システムに係る経費の追加等であります。

3項生活保護費においては、国民生活基礎調査実施経費の追加であります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において、にかほ市斎場運営費負担金の精算に伴う減額等であります。

2項清掃費においては、清掃事業所に係る時間外手当の増額、業務委託契約額精査に伴う減額、リサイクル施設の平成18年度運営費負担金の精算に伴う経費の追加等であります。

第5款労働費では、1項労働諸費において、本荘勤労青少年ホームの屋根ふきかえ修理に要する経費の追加であります。

第9款消防費では、1項消防費において、消防指令車の修繕料の追加、水防訓練準備作業委託料の精査による減額等であります。

第10款教育費では、1項教育総務費において、通学定期券購入代の増額、スクールバスのスタッドレスタイヤ等の購入費の増額等であります。

2項小学校費においては、新山小学校の給水管の修繕に係る経費の追加、また、歳入でもご報告申し上げましたとおり、笹子小学校グラウンド整備事業が合併特例債の対象外となったための同事業費の減額、児童学校生活サポート事業の配置人数の確定及び中学校費との組み替えによる減額、新山小学校吹奏楽東北大会出場に係る派遣補助の追加等であります。

3項中学校費においては、笹子小学校グラウンド整備事業と同様に由利中学校屋上防水改修事業が合併特例債の対象外となったための同事業費の減額、東北・全国大会派遣費補助の増額等であります。

4項幼稚園費においては、障害児サポーター賃金の追加であります。

5項社会教育費においては、本荘郷土資料館敷地内電源引き込み柱の基板及び配管の修繕料の追加、国民文化祭出演補助金の追加、本荘文化会館の保守委託等の精査による減額であります。

6項保健体育費においては、西目サッカー場の消耗品購入代等の増額であり、また、国体準備費において、国体本大会等の職員の時間外手当及びバス運転手賃金の増額であります。

次に、議案第139号平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは老人保健拠出金等の額確定に伴い補正するものであり、歳入においては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を増額し、療養給付費等負担金及び財政調整基金繰入金を減額するものであります。

歳出においては、滞納管理システム整備費等の増額、今年度の拠出額確定による老人保健拠出金及び介護納付金の減額、平成18年度分の精算による退職被保険者等療養給付

費等交付金の償還金及び予備費を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額を94億2,268万7,000円とするものであります。

次に、議案第142号平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出において、鳥寿苑の職員の時間外手当、送迎車の修理に係る経費及び冷房室外機修繕料の増額であり、その財源は車両共済金及び繰越金を充当するもので、補正後の歳入歳出予算総額を7億9,616万6,000円とするものであります。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件についてご報告いたします。

初めに、議案第150号物品（本荘南中学校調理場備品）購入契約の締結についてであります。これは本荘南中学校改築事業の一環として調理場の給食備品の購入について、指名競争入札により秋田科学物産株式会社と2,572万5,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第151号物品（西目学校給食共同調理場備品）購入契約の締結についてであります。これは西目小学校改築事業の一環として共同調理場の給食備品の購入について、指名競争入札により山二環境機材株式会社本荘営業所と4,920万3,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第154号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳出第9款と第10款についてであります。

第9款消防費では、1項4目水防費において、8月及び9月の集中豪雨災害に伴い消防団員の水防出動手当等を増額しようとするものであります。

また、10款教育費では、6項2目体育施設費において、8月の集中豪雨による水林運動公園内の遊歩道崩落箇所の復旧費用を予算措置しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第6号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書提出についての陳情及び陳情第9号原爆症認定制度の改革を求める意見書提出についての陳情につきましては一括してご報告いたします。これは、いずれも原爆症認定制度の抜本的改善を求めるものであり、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは深刻なクレジット被害を防止するため、過剰与信規制の具体化など4項目について割賦販売法の抜本的改正を求めるものであり、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め条例関係2件、変更契約の締結1件、補正予算4件、その他2件、陳情1件の計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、議案第130号由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の制定についてですが、これは鳥海地域の路線バス廃止に伴い代替輸送を行うに当たり、あわせて暫定施行されておりました岩城町営コミュニティバス運行条例を廃止し、交通空白地域での住民の交通手段確保のための条例として制定しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、両地域における料金格差につきましては、鳥海地域の今回の料金設定は住民の意見をもとにしたものであり、岩城地域についてはこれまでの経緯も踏まえた上で調整していきたいとの説明を受けております。

次に、議案第132号由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案ですが、これは県立大学前に整備している農村公園が完成することに伴い、公園の名称や占有して使用する際の使用料に関する条項等を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第135号道川地区地域水産物供給基盤整備第15902号工事請負変更契約の締結についてですが、これは5月の第3回臨時会における議決に基づき、村岡・長田特定建設工事共同企業体を相手方とし、3億5,175万円で締結された道川漁港北防波堤整備工事の請負契約の工事内容の一部を変更しようとするものであります。

その変更内容は、来年度据えつけ予定の消波ブロック43個分の製作を、今年度計画していた工事費の精査の結果、事業の進捗を図るために増工することが可能となったため、契約金額を1,194万2,700円増額し、3億6,369万2,700円に変更しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第138号平成19年度一般会計補正予算（第4号）についてですが、当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず歳入ですが、13款使用料及び手数料は、コミュニティバス運賃収入の雑入からの組み替えであります。

15款県支出金においては、農林業の各事業の内定に伴う補助金の増減額補正であります。

20款諸収入においては、農地保有合理化促進事業等業務委託金の増額や13款で報告いたしました使用料への組み替えが主なものであります。

21款市債においては、県補助内示に伴う各種林業事業債の増減額補正であります。

続いて歳出ですが、6款農林水産業費においては、1項農業費では、秋田しん

せい農協がにかほ市で整備する西部地区カントリーエレベーター増設に対する補助や、新規集落営農に対する補助に要する経費の追加、集落排水事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

2項林業費では、民有林造林へのかさ上げ補助のための経費の追加や林道開設改良事業の補助金が確定したことによる事業費の減額、補助単価改定と一部施業追加に伴う公有林管理費の増額が主なものであります。

3項水産業費では、松ヶ崎漁港管理に要する経費の追加が主なものであります。

7款商工費では、由利高原鉄道の18年度経常損失額が確定したことによる補助や土谷工業団地の既存排水路を大口径化するなどの工事費の追加、本荘マリーナ海水浴場の漂着物を砂と分離する作業に要する経費の追加やスキー場運営特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

次に、議案第144号平成19年度集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入においては、前年度繰越金の確定による繰越金の増額と、これに伴う一般会計繰入金の減額、歳出においては、各処理施設の維持費の増額と水道管の移設補償に伴う組み替え補正が主なもので、歳入歳出それぞれ1,127万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を23億485万1,000円とするものであります。

以上2件の補正予算につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第146号平成19年度スキー場運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、今年度予定しておりました鳥海高原矢島スキー場のスキーハウスの建てかえ工事を見送りにせざるを得なくなったことによる減額が主なものであります。また、これに伴い地方債の補正も行い、歳入歳出それぞれ7,833万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億1,498万4,000円とするものであります。

この減額補正の直接の理由につきましては、スキーハウス内でかなりの部分を占める食堂は直営でないと過疎債の適用が困難であるとの県からの指導により、今後の管理も含めた整備内容や有利な財源の確保について再検討が迫られたことがあげられております。

しかしながら、この補正に至る経緯を検証いたしますと、実施設計で算出された額が当初予算に直接反映されていなかったことなどが、結果的にその誘因となったことは否定できないものであります。また、実際に予算計上した額での改築となると、本市の冬季観光の中核を担う施設として整備されようとするこのスキー場にふさわしいと言えるものが建設される見込みもなく、審査においては、当局より「今後は財源確保の手法を研究し、財政も考慮した上で、今シーズン足を運んでいただいた多くの来場客を初め市民の皆様に喜んでいただけるよう事業の計画に当たりたい」との説明を受け、この補正予算につきましては次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。議案第146号平成19年度スキー場運営特別会計補正予算（第1号）において、このたびの減額の理由となった鳥海高原矢島スキー場スキーハウス改築工事实施の見送りは、財源確保の見通しがつかなくなったことに起因してはいるが、予算計上に係る事務執行の判断の甘さがその背景にあると言わざるを得ない。今後、再びこのような事態を招かぬよう、綿密な精査のもと適正な事務執行に万全を期されたい。



次に、本日追加されました議案についてご報告申し上げます。

まず、議案第152号農地農業用施設災害復旧事業の施行についてであります。これは8月の集中豪雨により市内各地域で発生した災害について、市営の復旧事業として施行するために議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第153号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これはただいまご報告いたしました議案第152号の対象箇所のうち、農地における事業に係る経費の受益者負担として、分担金の賦課基準並びに徴収時期などについて、関係条例の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第154号平成19年度一般会計補正予算（第5号）であります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず歳入であります。12款分担金及び負担金は、さきにご報告いたしました議案第153号に係る災害復旧事業の受益者分担金であります。

15款県支出金は、農地農業用施設と林道の災害復旧事業に係る県補助金であります。

20款諸収入は、大内工業団地の造成工事に伴い、その売却先となるTDK羽後株式会社からの市と同社との覚書に基づく負担金であります。

21款市債は、豪雨災害復旧事業のための起債であります。

続いて歳出であります。6款農林水産業費では、豪雨による農地災害124カ所、農業用施設災害108カ所への市単独補助の措置が主なものであります。

7款商工費では、やはり豪雨により被災した観光施設関連道路ののり面修繕に要する経費の増額と、歳入20款で触れましたTDK羽後株式会社大内工場の増設計画に伴い、市がオーダーメイド方式により工業団地造成工事を実施するための経費の追加が主なものであります。なお、この工事費について2カ年度にわたる継続費の追加補正をするものであります。

11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費において、被災した林道14路線18カ所と農地農業用施設36カ所の災害復旧に要する経費の追加であります。

以上、本補正予算につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第7号有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書提出についての陳情であります。これは野生鳥獣による農林水産業への被害が全国的に深刻化している中で、生息数や被害の的確な把握に基づいた計画的な個体数管理体制の確立などの抜本的な対策強化について国への意見書提出を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤讓司君。

【建設常任委員長（佐藤讓司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤讓司君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、また、本日付託されました案件含めて補正予算6件であります。

審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります、主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

なお、各案件に共通することから、件名のうち「平成19年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第138号一般会計補正予算（第4号）のうち当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では第14款、第15款及び第21款、歳出では第4款、第8款及び第11款であります。

歳入では、第14款国庫支出金において、公共土木施設災害復旧費負担金及び建設機械整備事業費補助金が事業費の見込み、または確定により減額となるものであり、また、第15款県支出金において、防災ダム管理委託金が事業費の見込みにより増額となるものであり、さらに第21款市債で、補助事業等の見込みなどに伴い除雪機械整備事業債、公営住宅建設事業債及び公共土木施設災害復旧事業債が減額、臨時地方道整備事業債（街路事業）及び東梵天地区街路整備事業債が増額となるものであります。

一方、歳出では、第4款衛生費第3項水道費で、簡易水道事業特別会計の前年度繰越金の確定により同会計への繰出金が減額となるものであり、また、第8款土木費で、災害時等の職員時間外手当の措置、道路等の維持補修経費の増額、購入額の確定による除雪車両購入費の減額、冬季交通確保に係る経費の増額、小羽広ダム堤体防護柵工事費の措置、本荘市街地地区まちづくり交付金事業用地にかかわる由利本荘市土地開発公社からの買い戻しに要する経費の措置、補助及び交付金事業の見込みにより事業費を組み替え、または財源更正するもののほか、下水道事業特別会計の前年度繰越金の確定により同会計への繰出金が減額となるものであり、さらに第11款災害復旧費で単独災害分として大内地域で過去に発生した災害の復旧工事費を措置するほか、過年災害分の復旧工事請負費の確定により減額となるものであります。

次に、議案第143号下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります、歳入では前年度繰越金の措置及びそれに伴い一般会計繰入金が増額、また、市債が増額となるものであり、一方、歳出では処理施設の維持管理費及び本荘地区事業費が増額、矢島及び岩城地区事業費が減額、公債費が財源更正となるものであり、歳入歳出それぞれ300万5,000円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が31億8,720万6,000円となるものであります。

なお、地方債においては、特別措置分として5,700万円が追加となり、また、公共下水道事業分が6億3,880万円に、特定環境保全公共下水道事業分が1億4,850万円に、それぞれ起債限度額が変更となるものであります。

次に、議案第145号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります、歳入では大内第二簡易水道事業が年度内に完了となることにより、国庫補助金及び市債などが減額、また、前年度繰越金の措置及びそれに伴い一般会計繰入金が増額となるものであり、一方、歳出では簡易水道施設の修繕に要する経費の措置、大内第二簡易水道の水源となる秋田県施工の大内ダム整備負担金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ701万3,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が15億5,888万9,000円となるものであります。

なお、簡易水道事業における地方債の限度額が5億9,100万円に変更となるものであ

ります。

次に、議案第148号水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出において、西目地域孔雀館浄水場の修繕費及び本荘地域玉ノ池ポンプ場の動力費、合わせて366万5,000円増額して14億4,781万1,000円となるものであります。

また、資本的収入において、西目PC配水池建設予定地において遺跡発掘調査が必要となり、年度内の事業開始が困難となったことから、その事業に係る企業債を減額するほか工事負担金を増額し、合わせて2億4,565万円減額して8億9,672万4,000円に、また、同じく支出において、収入と同様の事由により工事請負費を減額するほか西目地域四角井戸周辺の水源調査委託料を措置し、合わせて2億766万5,000円減額し16億7,764万9,000円となるものであります。

なお、起債限度額を水道施設整備事業で3億1,290万円に変更して、総額が5億7,730万円となるものであります。

次に、議案第149号ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出において、青森県弘前市への熱量変更共同化派遣に係る経費を38万2,000円増額し、8億5,162万6,000円となるものであります。

また、資本的収入において、大浦ガス製造所の稼働により、その用途を廃した水林ガス製造所の敷地9,171.30平方メートルの土地売却代金を存置項目予算として措置して6億9,150万1,000円に、また、同じく支出において、ガスメーターの購入費を462万円増額して9億3,865万2,000円となるものであります。

なお、大浦ガス製造所LNGプラント増設工事に係る製造設備改良事業について、平成21年度までの3カ年、総額5億2,500万円の継続費を設定するものであります。

以上、報告いたしました5件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日提案されました議案第154号一般会計補正予算（第5号）のうち当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では第14款及び第21款、歳出では第8款及び第11款であります。このたびの豪雨災害の復旧に係る補正が主なものであります。

歳入では、第14款国庫支出金において公共土木施設災害復旧費負担金が、また、第21款市債で公共土木施設災害復旧事業債が増額となるものであります。

一方、歳出では、第8款土木費で職員給料を補助対象事務費分として第11款に組み替えるために減額となるほか、日本海沿岸東北自動車道西目パーキングエリア内のトイレの維持管理に係る経費を措置するものであり、また、第11款災害復旧費第2項公共土木災害復旧費で、補助分として河川44カ所、道路64カ所、また、単独分として各施設82カ所分の災害復旧に係る経費が増額となるものであります。

以上ご報告いたしました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。当局の日々のご尽力に敬意をあらわしつつ、住民の不安解消のため、被災した河川及び道路の一日も早い復旧を願うものであります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、認定、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、認定、議案、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、認定、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第4、認定第1号を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第5、認定第2号を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第2号は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第6、認定第3号から、日程第21、認定第18号までの16件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第3号から認定第18号までの16件は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第22、議案第130号から、日程第24、議案第132号までの3件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第130号から議案第132号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第25、議案第135号及び日程第26、議案第136号の2件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第135号及び議案第136号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第27、議案第137号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 総務常任委員会の委員長報告に対して質疑を行いたいと思います。

総務常任委員会が現地調査において鳥海荘及びあかつき観光サービスに行ったということを私は大変評価したいと思います。私たち議員や委員会に必要なのは、その現場を確認する、そして現地に立つということであります。その意味では今回の現地調査は、まさにタイムリーなことだったと思います。

そこで、あかつき観光サービスの会社の実態、業務内容をどのようにとらえて確認したのかお聞きしたいと思います。

昨年12月議会において、あかつき観光サービスより取下書が提出されましたが、この中で、眞坂代表取締役は取り下げの理由を「由利本荘市役所職員として在職中に監督責任を問われ処分を受けた直後の応募であり、自分の認識の甘さを痛感した」としております。つまり応募の時期が適当でなかったということでありますけれども、ここにはもう1点重要な問題点が言われておりません。つまり会社の実績や経営実態について昨年12月と今とでどう変わったのか、その点を現地調査の際どのように確認したのか、この点まず1点質問したいと思います。

また、現在、あかつき観光サービスには社員という方はいないわけでありますけれども、委員会として管理運営能力をどのように議論し、そして評価したのか、この点についてお聞きします。

あかつき観光サービスの収支計画書を見てみますと、社員を16名、パート9名の合計25名の体制で運営に当たるとしてあります。現在の嘱託・臨時職員については全員再雇用すると言っているそうですけれども、この社員16名という数字は正規社員16名ととらえていいのかどうかお聞きしたいと思います。眞坂代表取締役とも現地調査で会ったということですので、この点、委員会でもどのように確認したのかお聞きしたいと思います。

また、どのような募集要項、就業規則、諸手当等、福利厚生などの面についてどのようなになっているのか。詳しくは、例えば職員の給料は現行のとおりなのかどうか、福利厚生等についても現行のとおりなのかどうかお聞きしたいと思います。

鳥海荘においては、地域振興という意味からも地元商店から賄い材料を購入しております。これ、大変額が大きいんですね。平成16年で約6,000万円、平成17年が4,850万円、平成18年度で4,400万円となっております。指定管理者制度が導入された場合に、あかつき観光サービスの役員の方で農協役員の関係者がいますけれども、このことから農協との関係が強まると思われそうですが、あかつき観光サービスとの話し合いの中ではこの点についてどのような話し合いがあったのかお聞きしたいと思います。

次に、鳥海荘の項目別収支状況についてお聞きします。

鳥海荘の収支状況を見てみますと、委託料が平成16年で400万円、17年度で460万円、18年度で560万円と年々上がってきております。この委託料の中身は何なのか。また、平成16年から18年と60万円、100万円と上がった理由は何なのかお聞きします。

また、使用料が平成15年度で350万円、平成16年度で189万円、平成17年度で244万円、平成18年度で248万円となっておりますが、この内訳は何なのか。なぜ平成15年度だけ350万円と突出しているのかお聞きしたいと思います。

また、温泉の施設維持費分担金というのはどのような種類のお金なのか、どこに払っているものなのかお聞きしたいと思います。

鳥海荘の項目別収支状況を見てみますと、平成14年度には610万円の黒字、平成15年

度で118万円の黒字となっています。平成16年度から赤字、平成16年度で600万円の赤字であります。17年度が約1,000万円の赤字、18年度で1,400万円の赤字が計上されています。この時期はちょうど合併の時期と重なったわけでありまして、また、眞坂代表取締役が鳥海荘の支配人を務めていた時期でもあります。この赤字の原因というものをどのようにとらえているのか、委員会ではどう把握したのかお聞きしたいと思います。

また、鷹照行革本部長は、この赤字経営が続いたことで行政が休養宿泊施設を直営で行っていくことが妥当であるかどうかを検討しなければいけない時期だとしておりますけれども、鳥海荘の現在の正職員4名を減らして2,800万円の人件費を減らすことになれば黒字転換はさほど困難ではないようにも思われますけれども、委員会ではこの点どのように話し合われたのでしょうか。

9月11日の質疑の際にも申し述べましたけれども、指定管理者制度の導入については自治法で言っているとおり「公の施設の設置目的が効果的に達成するため必要があると認めるとき」と原則を述べております。つまり指定管理制度を運用する場合、最も大切なことは、行政が政策目的として何を掲げ、その施設にどのような使命を持たせるかということであります。その施設の目的を達成するための指定管理者制度導入であって、単なる経費の節減ではないはずであります。赤字だから、財政事情が厳しいのでというのは、ほかの施設への政策目的と比べて鳥海荘が果たそうとしている政策目的の優先順位が低いということを行っているのに過ぎないのではないのでしょうか。

そこで質問ですけれども、鳥海観光の重要拠点としての鳥海荘の行政としてどのような行政責任を持つのかの議論が委員会であったのか、お聞きしたいと思います。

また、今まで市立直営の経営の不都合や管理上の問題点についてどのように審議したのか、お聞きしたいと思います。

指定管理者の募集要項については、これも9月11日の質疑で行いましたけれども、この募集要項の申請する団体に必要な資格等についての なんですけれども、つまり業務の実績を有しない団体に業務実績を有すると認められるものが所属している場合にはいいというふうになっております。自治法の244条の2の3項との関連について、この条文を読みますと、法人その他の団体とはっきり規定しております。つまり法人、団体という概念であって、法人すなわち企業活動を行っている、団体活動を行っているの営業や業務実績を規定しているのであります。由利本荘市の募集要項について鷹照本部長は、さきの質疑の中で「自治法の中に資格要件につきましては何も記載されていないから法に抵触しない」と答弁しております。この の、ここで言う業務実績を有するものとの実態は代表取締役である眞坂廣男氏個人の経歴でありまして、支配人としての2年6カ月の経歴なのではないのでしょうか。法人、団体の業務実績と個人の経歴は内容的に異質なものであって、比較対照にはならないと思われれます。また、このような募集要項はビジネスチャンスの拡大、民間に窓口を広げるというものの、ペーパーカンパニーに道を開くものであると思われれますけれども、委員会ではどのような議論になったのかお聞きしたいと思います。

最後の質問であります。当委員会では市場化テストに対して陳情を採択したわけでありましてけれども、平成18年の7月7日に市場化テスト法が施行されております。この市場化テスト法なるものは、公共サービスについて民間事業者と役所が対等の立場で競争

入札に参加して価格や質の両面で優れている方を担い手とする法律であります。対象事業として、ハローワークの関連事業や国民年金の保険料の徴収、それから統計調査、それから登記関係などであります。また、地方自治体における市場化テストとしては、窓口業務、6つの窓口業務が挙げられております。戸籍、それから地方税法、外人登録、それから住民基本台帳法、印鑑登録、これらの交付の請求の受付及び引き渡しは市場化テストで行われる。小泉構造改革でこの規制改革、民間開放推進会議のあり方があまりにも行き過ぎた結果、市場化テスト法の拡大を規制しようとするのは当然の結果であります。しかも、この市場化テスト法と指定管理者制度は、まさに双子の兄弟のような法律であります。委員会の中で現在のこの陳情、公共サービスの安易な民間開放に反対する陳情については、当委員会の中で採択した際どのような議論があったのか。また、市場化テスト法と指定管理者制度の関連性についてどのような意見があったのか、お聞きしたいと思います。

以上、私の質疑を終わります。

議長（井島市太郎君） 委員長の答弁を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 今野英元議員の質疑にご答弁をいたします。

あまり項目が多いものですから全部回答できるかどうかわかりませんが、できる限り答弁をしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、現場確認の評価していただきましたこと、大変ありがとうございました。

質疑の取下書についての件であります。この件に関しましては特に理由等も聞くことはございませんでした。といいますのは、前回議案の審査に入る前に取り下げをされたということでありまして、今回は再度チャレンジしたいというふうな旨の話は社長さんにお会いしたときにお聞きしております。その程度でございます。

それから管理運営能力をどのように評価したのかということではありますが、このことにつきましては、申請書に提示されております計画書等を委員全員が閲覧をいたしまして、その中身を吟味した結果、非常に期待が持てるということの評価をしたものであります。

それから人員体制であります。現在の鳥海荘の人員体制は、職員が4名、嘱託職員が7名、臨時職員が5名、パート雇用が6名、宿直代行が3名の計25名で行っております。

今後の人員計画につきましては、社長1名、それから社員が16名、それからパートが9名の計26名で行うというふうな計画になっております。

そしてまた、募集要項、賃金についてであります。再雇用につきましては当委員会の委員より「今いる職員は配置がえになると思うが、嘱託職員・臨時職員はそのまま継続して雇用されると聞いているが、そのとおりか」という質問をしております。それに対しまして当局答弁は「そのとおり計画書にうたわれている」との答弁がありました。実際、人員配置計画等を見ますと「従業員の雇用」という欄に、として「従業員については鳥海荘に雇用されている嘱託職員・臨時職員、いわゆる現従業員を雇用し、営業させていただきます」とうたっております。そしてまたとして「現従業員の皆様が今まで培ってきたノウハウを礎とし、また、一つの家族としてご協力をいただきながら、



スムーズな施設管理・運営の引き継ぎに努めてまいります」とも記されております。そしてまた として、「現従業員の意思表示の確認及び不足する従業員の補充を図りたいので、ハローワークを通して全従業員の募集をさせていただきます」と、このことも記されております。

このことにつきましては、眞坂社長さんにお会いしたときに委員の方からの質問で同じ質問をしたところ、「そのようにします」ということの直接本人から確認を得ておることも申し添えさせていただきます。

また、賃金についてであります。これも委員会の審査途中に委員から質問が出されております。「法律違反ではないが最低賃金ぎりぎりとかでなく、今の水準どおりの担保があるのか」との質問に関しましては、当局答弁は「賃金を平成18年度と同様に措置されているので、現在より好転されることが期待される内容となっている」との答弁がございました。

実際に計画書を見ますと、平成18年度の実質の人件費が6,455万7,994円でありましたが、収支計画書を確認しましたら20年度の人件費については6,549万6,000円、約同額の計画というふうになっております。

また、その計画書を見ますと、「現従業員の待遇については当社の就業規則、賃金規程等で規定してありますが、市役所の雇用状況の内容を考慮しながら決定します」ともうたわれておりました。

それから地域振興のための地元購入の中の農協役員との件でございますが、このことについては私ども委員会では承知しておりません。

それから収支状況の委託料の中身につきましては、その中身まで当委員会としては精査してございません。

また、使用料の内訳というふうなことでありますが、この使用料の内訳につきましても詳しくは承知してございません。

黒字から赤字になった要因につきましては、このことにつきましては利用者の減が主な要因というふうにお伺いしております。

それから人件費等につきまして黒字転換できるのかというふうなことでありますが、このことにつきましては計画書等を吟味いたしましたところ、それなりに利用者を伸ばすと、その利用者増のための配慮、計画等も綿密になされているということを確認いたしまして、そのとおり実施できましたら非常に期待を持てるのじゃないかなというふうに判断したところであります。

指定管理者導入についてであります。このことにつきましては、やはり赤字に転換をして、これ以上赤字が続くと経営上、一般財源からの支出は非常に厳しい状況になるというふうなことの確認をしておりますので、それをやはり効率的な運用をするには指定管理者制度の導入が必要だというふうな判断に立ったというふうなことを確認しております。

管理上の問題についてであります。この意味が少しわからないものですから答弁になるかどうかわかりませんが、これも計画書等を見る限り、管理上支障を来す障害はないものというふうに判断をいたしました。

それから募集要項についてであります。抵触しないのかというふうなご質疑であり

ますが、このことについても委員会の中で審査をいたしました結果、抵触はしないというふうに判断をいたしました。

最後に、市場化テストとこの指定管理者制度についてのことでありますが、直接、指定管理者云々を交えながらの審議はいたしませんでしたが、市場化テストについての陳情の中には、安易な民間開放はするべきじゃないと。要するに安易な民間開放はするべきじゃないというふうな字句がございましたので、これはそのとおりじゃないかなという委員の判断のもとで全会一致で採択すべきというふうになりました。

以上で質疑に対する答弁にさせていただきます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質疑ありませんか。なお、再質疑の場合は、ただいま委員長が答弁された範囲内に限って簡潔にお願いします。1番今野英元君。

1番（今野英元君） あかつき観光のこの収支計画書の社員16名というのは、これ確認ですけれども、正社員と理解していいのでしょうか。今、社員という言い方は非常に正規の社員、それからいろんな社員という言い方がありまして、はっきりしてないんですけれども、これは正社員、正規の社員と理解してよろしいのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 委員長の答弁を求めます。27番三浦秀雄君。

総務常任委員長（三浦秀雄君） 再質疑にお答えいたします。

社員の件であります。社員16名は正規社員でございます。9名につきましては、臨時あるいはパートの社員と、そのようにお伺いしております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質疑ありませんか。

1番（今野英元君） ありません。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本案については起立採決いたします。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって議案第137号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第28、議案第138号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第138号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第29、議案第139号から、日程第35、議案第145号までの7件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第139号から議案第145号までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第36、議案第146号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第146号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第37、議案第147号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第147号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第38、議案第148号及び日程第39、議案第149号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第148号及び議案第149号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第40、議案第150号及び日程第41、議案第151号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第150号及び議案第151号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第42、議案第152号及び日程第43、議案第153号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第152号及び議案第153号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第44、議案第154号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第45、陳情第5号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第46、陳情第6号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第6号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第47、陳情第7号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第7号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第48、陳情第8号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第8号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第49、陳情第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第50、継続審査中の陳情第4号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第4号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第51、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会発案第5号から委員会発案第9号までの5件については提案説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第9号までの5件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第9号までの5件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第9号までの5件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第52、委員会発案第5号から日程第56、委員会発案第9号までの5件を一括議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発

案第9号までの5件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第57、これより平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙、由利本荘市議会の投・開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

【遠藤書記議場閉鎖】

議長（井島市太郎君） 投票は、広域連合規約により単記無記名投票をもって行います。出席議員は29名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分についてであります。なお、候補者については名簿のとおり3名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

【鎌田、遠藤、阿部、石郷岡書記投票用紙配付】

議長（井島市太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（井島市太郎君） 異常なしと認めます。

それでは投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（井島市太郎君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【遠藤書記議場開鎖】

議長（井島市太郎君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番今野晃治君、11番大関嘉一君、14番高橋信雄君の3名を指名いたします。よって、3名の議員の立ち会いをお願いいたします。

【立会人今野晃治君、大関嘉一君、高橋信雄君立ち会いの上、  
石川次長、阿部書記開票】

議長（井島市太郎君） 開票が終了いたしました。

それでは、投・開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票29票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、各候補者の得票数は、加賀屋正美君ゼロ票、竹内陸夫君29票、加賀屋千



鶴子さんゼロ票。

以上のとおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなっております。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これをもちまして、平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙、由利本荘市議会の投・開票を終了いたします。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る9月6日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成19年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時02分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員